

〔講演要旨〕

『自然と政治のimbalance』

―「天気不正」と「死刑除日」―

浪川 健治

弘前藩庁日記の「国日記」天明四年（一七八四）十一月十日条で、弘前藩第八代藩主津軽信明は、「一、冬至中、死刑は勿論、都而之凶事向御用御取扱、以来御斟酌可被成旨、今日被仰出之、」と、旧暦十一月の冬至の最中の、死刑などのすべての執行や審理などを、事実上、とどめることを言明した。しかし、なぜ、「冬至中」に死刑などの執行や審理をしてはいけないのかをまったく説明することがなかったために、寛政三年（一七九一）の死後、その根拠についての疑問が出され、文政七年（一八二四）には奉行達が藩庁にその回答を求めるまでになっている。ここでの「冬至」とは冬至の瞬間を含む冬至日だけでなく、この日から、次の節氣の小寒前日までの期間としての意味である。

法制史の研究ではもともと昼（陽）が短く、夜（陰）が長い状態からの逆転が始まる「一陽来復」、新たな生の芽生えの時という考えから冬至が避けられ、死刑執行は秋冬の期間に行うものとされたと指摘される。しかし、天明四年十一月という時点を考えてと、信明は同年八月に初めての入部以来、民心の掌握と共に、天明飢饉直後、なお天候不順で飢餓への恐怖がおさまらない状況で、凶作に結びつく「天気不正（不勝）」となるあらゆる可能性の回避を図っている。さらに、弘前藩の実際の死

刑執行の期間は、「農事之最中」、つまり春分の播種から年貢が収納（当秋村納後）されるまでを避けている。

死刑執行は、陽気を妨げ、天候悪化＝「天気不正（不勝）」を招く。その結果、稲は成長し実ることが妨げられ、凶作となることが社会通念として確立していた。そのため、生育にかかわらない冬期のみが執行期間とされていたのである。つまり、「一陽来復」という考えが先なのでなく、「天気不正（不勝）」を招来させないことの延長に「死刑除日」としての冬至があった。このことから、信明は豊穰をもたらす自然の順調な運行を保障するために冬至に死刑を執行することを除いたのである。

十八世紀後期から十九世紀にはいると、法の執行は農業経営のあり方と労働力編成に規定されるようになる。具体的には、農閑期の手間稼ぎとしての松前持の越年・長期化である。寛政期（一七八九―一八〇一）の弘前藩の農村では、在方商業が展開したのに加え、天明飢饉による人口激減を承けて農業労働力が払底し、「仮子」と呼ばれる農業奉公人の給金は高騰↓雇用する重立層の経営は圧迫されていた。この状況下で、松前持による労働力の蝦夷地へのさらなる移動は恒常化し、結果として地主手作経営は圧迫・縮小化していった。労働力の移動が、農村構造の変化をもたらしたのである。この労働力移動は、弘前領からの一方的な労働力の流出ではない。松前持による労働力の流出がもたらす農業労働者の賃金の高騰、それによる領外からの労働力の流入、また弘前領を経由しての旅人の増大など、多様な人間の移動が展開した。「国日記」寛政六年（一七九四）閏十一月九日条の「四奉行申出」では「流浪之者多

相成、御国政之害ニ相成」と記されるが、それは「国日記」文化十年（一八二三）十二月十日条に「三奉行申出」での村方での「農事差障ニ相成」ることに結びついてくる。

「国日記」寛政六年閏十一月九日条の「四奉行申出」は、軽罪に対する量刑は「追放」であり、さらに重罪ならば鞭刑の上、「追放」↓居村を放逐され「流浪之者多相成、御国政之害ニ相成」るため、罪によって居村に止めがたい者は追放とし、そのまま居住させても構わない者は鞭刑に処せられた者であっても「居村徘徊」を認めようとするものである。さらに「国日記」文化十年（一八一三）十二月十日条の「三奉行申出」では、「村方之者共」が「戸メ」を科せられると農作業は滞り、「農事之節差障ニ相成」ることを危惧して、今後は「戸メ」とせず過料銭の上納で代替し、軽罪の場合は「御呵」とすることとしている。

十八世紀には冬至を仕置除日―死刑除日として政治自らがその執行を制約することで自然の順調な運行を保障し凶作を回避させた。すなわち、自然と政治の imbalance な関係を政治自らが制約することで、balance の取れた自然の順調な運行を保障する関係に引き戻そうとした。加えて、十九世紀には刑のあり方を変えることで社会と政治の imbalance な関係を、同じく政治の側が自らを制約し、農業生産を経営と労働力編成の面から豊穰を招来する balance の取れた関係に引き戻すことが図られたのである。

―彙報―

◎弘前大学国史研究会第九四回例会は、左記の通り開催された。

報告者・学習院大学文学部史学科助教（無給研究職）・徳川林政史研究所非常勤研究員 萱場真仁氏「近世中期における弘前藩林政の展開―宝暦・明和・安永期における領内山林をめぐる模索―」

平成三十年十二月九日

(F)

第145号にて誤りがございましたので左記の通り訂正いたします。

○ 36 ページ下段1行目

(誤) 渡島半島

(正) 道北

○ 40 ページ下段5行目

(誤) 「多元起源説」

(正) 考え方